

千曲市社会福祉協議会災害救援ボランティアセンター設置要綱

(目的)

第1条 千曲市地域防災計画に基づき、市内において、地震・水害等の災害が発生した際に、市民ボランティア並びに各地より訪れるボランティアを受け入れ、関係機関との連絡、適正な情報収集・提供、ボランティアの需要と供給を調整する等、迅速な対応を行うための千曲市社会福祉協議会災害救援ボランティアセンター（以下「センター」という。）を設置することを目的とする。

(設置者)

第2条 センターは、千曲市災害対策本部との連携のもとに千曲市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が設置し、社協会長をセンター本部長（以下「本部長」という。）とする。

(設置場所)

第3条 センターは、千曲市地域防災計画に予め定められた場所に設置する。

- 2 災害の直撃等により、前項の指定する場所が使用不能の場合は千曲市災害対策本部の指定した場所に設置する。
- 3 必要に応じて、センターの出先機関となる千曲市社会福祉協議会災害救援ボランティアセンター現地センター（以下「現地センター」という。）を設置できる。

(運営)

第4条 センターの運営は、千曲市との綿密な連携、科野青年会議所及びボランティアの協力のもとに、本部長の指示により適切に行うものとする。

- 2 千曲市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）は、センターの運営要綱を別に定める。

(業務内容)

第5条 センターは次の業務を行い、本部長が統括する。

- (1) 市民ボランティア並びに各地より訪れるボランティアの受け入れ
- (2) 千曲市災害対策本部等の関係機関との連絡調整
- (3) ボランティアを必要とする需要の把握
- (4) 前号に基づくボランティアの派遣
- (5) 必要な情報の収集と適切な情報提供
- (6) その他センター活動に必要な事項

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、センターの設置に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月20日から施行する。

千曲市社会福祉協議会災害救援ボランティアセンター運営要綱

(目的)

第1条 千曲市社会福祉協議会災害救援ボランティアセンター設置要綱に基づき、千曲市社会福祉協議会災害救援ボランティアセンター（以下「センター」という。）の運営を適切に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(運営本部)

第2条 センターに、運営本部を設置する。

(運営本部の組織)

第3条 運営本部に、次に掲げる組織を置く。

- (1) センター本部長
- (2) センター副本部長
- (3) 総務班
- (4) ニーズ班（本要綱において、被災によりボランティアの派遣を必要としていること、またはその希望を「ニーズ」という）
- (5) ボランティア受付班（以下「受付班」という）
- (6) マッチング班（本要綱において、需要と供給を調整することを「マッチング」という）
- (7) 資材班
- (8) 現地センター長

(運営本部の事務分掌)

第4条 運営本部は、次の事務を分掌する。

- (1) センター本部長は、運営本部を統括する。
- (2) センター副本部長は、センター本部長を補佐し、センター本部長が不在のときはその職務を代理する。
- (3) 総務班は、センターの金銭の出納、必要な庶務、千曲市災害対策本部等の関係機関との連絡調整、必要な情報の収集と適切な情報提供を行う。
- (4) ニーズ班は、災害対策本部などの関係機関や自治会、民生児童委員と連携を取り、ボランティアの派遣を必要としている被災者の把握を行うと共に、来所、電話、FAX等によるニーズの受付を行う。
- (5) 受付班は、ボランティア活動希望者（以下「活動希望者」という。）の窓口として、来所、電話、FAX等によるボランティアの申込みや問い合わせを受け付けること、及び活動希望者に活動上の注意事項、センターの概要の説明を行う。
- (6) マッチング班は、ニーズを貼り出して活動希望者を募るマッチングボードなどの方法により、需給調整を行うこと、及び活動希望者に当該活動等の説明を行うこと、及び必要に応じて、ニーズの発信者に作業内容等の確認や、ボランティア派遣の連絡を行う。
- (7) 資材班は、ボランティア活動に必要な資材の貸出を行うこと、及び救援物資の受

付、資材の補充・管理を行う。

(8) 現地センター長は、現地センターを設置した場合、センター本部長が任命する。

現地センター長は、現地センターの運営を統括する。現地センター長は、センター本部長に、現地センターの運営スタッフの派遣を要請することができる。

(センター運営会議)

第5条 センター本部長は、必要に応じてセンター運営会議を招集することができる。

(実務の手引きの作成)

第6条 千曲市社会福祉協議会は、運営本部における各班の実務の手引きを別に定める。

(センターの開設時間)

第7条 センターの開設時間は、原則として午前9時から午後4時までとする。

(ボランティアの活動時間と内容)

第8条 ボランティアの活動時間は、原則として午前9時から午前12時までの間と午後1時から午後4時までの間とする。

2 活動時間は、必要に応じて活動時間帯を変更することができる。ただし、1日6時間以内とする。また、3時間以上の連続した活動を禁じ、1日に3時間以上の活動を行う場合は間に1時間の休憩を取ることとする。

3 センターは、ボランティアに無理な活動をさせないこととする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は千曲市社会福祉協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月20日から施行する。